

○常勤職員に準ずる非常勤職員の勤務した日の
取扱いについて

〔 昭和53年8月5日地基企第40号
各支部事務長あて 事務局長 〕

標記については、昭和53年6月28日付地基企第29号（別紙(1)）により、自治省
行政局公務員部給与課長に対し、照会を行っていたものであるが、この度、別紙
(2)のとおり回答があったので、お知らせする。

別紙1

地基企第29号
昭和53年6月28日

自治省行政局公務員部給与課長 殿

地方公務員災害補償基金事務局長

常勤職員に準ずる非常勤職員の勤務した日の取扱いについて（照会）

標記について、下記のとおり取扱つてよいか、お伺いします。

記

地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について
（昭和42年9月20日自治省告示第150号）の1常勤職員に準ずる非常勤職員の範
囲の「22日（編注 勤続期間の計算については、昭和63年4月1日以後平成4年
4月30日までは20日、平成4年5月1日以後令和4年9月30日までは18日、令和
4年10月1日以後は18日（一月間の日数（地方自治法（昭和22年法律第67号）第
4条の2第1項の規定に基づく条例で定める日（地方独立行政法人法（平成15年
法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人にあっては、地方独立行
政法人が定める当該地方独立行政法人の休日）の日数は、算入しない。）が20日
に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日
数を減じた日数。））」には、人事院規則15-4第2項及び第3項の規定（編注
昭和61年1月1日以後は、人事院規則15-12第3条及び第4条、平成6年9月1日
以後は、人事院規則15-15第3条及び第4条）に相当する人事委員会規則等の規定
により、休暇を与えられた日及びこれらに準ずる日を含むものとする。

別紙 2

自治給第 31 号
昭和53年 7 月 28 日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

自治省行政局公務員部給与課長

常勤職員に準ずる非常勤職員の勤務した日の取扱いについて（回答）

昭和53年 6 月 28 日地基企第29号により照会のあつた標記の件につき、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり取扱つて差支えない。

なお、本件回答により、昭和45年 6 月 16 日付け自治給第45号の一部が変更されるものである。

（注） 昭和45年 6 月 16 日付け自治給第45号

（「常勤職員に準ずる非常勤職員の勤務した日の取扱いについて」基金東京都支部事務長あて給与課長回答）